

委員会行政視察報告書

令和4年9月16日提出

井原市議会議長 大 滝 文 則 様

報告者 議会運営委員会

委員長 坊 野 公 治
副委員長 多 賀 信 祥
委 員 山 下 憲 雄
委 員 柳 井 一 徳
委 員 佐 藤 豊
議 長 大 滝 文 則
副 議 長 荒 木 謙 二

期 間	令和4年8月22日（月）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	高知県四万十市議会 議長 平野 正 議会事務局：事務局長 西澤和史、総務係長 武内直樹
出張者氏名	坊野公治、多賀信祥、山下憲雄、柳井一徳、佐藤 豊、 大滝文則、荒木謙二 随員：事務局長 和田広志
調査項目	四万十市議会議員政治倫理条例について
(概要)	
別紙のとおり	
(所感)	
別紙のとおり	

1. 報告書は、視察・研修終了後1カ月以内に提出してください。
2. 概要、所感については、別紙を添付してください。
3. 所感には、1行目の右端に委員名を記載してください。

高知県四万十市議会視察研修報告書

議会運営委員長 坊野 公治

四万十市議会議員政治倫理条例について

○条例制定の経緯・背景について

- 平成26年 3月 「四万十市議会基本条例」制定
- 平成26年 4月 「四万十市議会基本条例実施要綱」制定
- 平成26年 6月 「四万十市議会議員倫理条例制定特別委員会」設置
- 平成27年11月 四万十市議会議員政治倫理条例のパブリックコメント

実施

- 平成28年 3月 「四万十市議会議員政治倫理条例」制定
「四万十市議会議員の政治倫理に関する基本的な事項を定める事により、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市議会となるよう進めるものとするもの。議員の責務、政治倫理基準のほか、請負契約等の辞退、市民の調査請求権、政治倫理審査会の設置などとなっている。」
- 平成28年 3月 四万十市議会基本条例の一部改正
- 平成28年 4月 「議員政治倫理条例施行規則」制定

○市から補助又は助成を受けている団体等の長の就任禁止を規定した経緯について

議員が特定の団体の長であり、更にその団体に対して補助金等が支出されているということになると、他団体及び市民からは、団体の長が議員であるので忖度がある又は優遇されているのではないかなどの疑惑が向けられる可能性があることから、公平を確保できるようにしたもの。

○請負契約等の辞退を規定した経緯について

内部でも議論があり、地方自治法第92条の2で規定している以上に、2親等以内の親族にも縛りをかけたもので、親族を含む議員全員がすべての立場において公平であることを示したものであるが、参考にした丹波市議会の条例では血族2親等以内となっていてところの「血族」を除いたなど、検討段階から多くの議論があった部分である。

○請負契約等の辞退の規定により、市が行う工事等の請負契約等を辞退している事例はあるか。

これまでには辞退した事例はない。

条例施行以降に、議員が実質的に経営に携わっている企業又は議員の2親等の企業が請負契約をしたことはないと考えている。

○市民から調査請求された事例はあるか。

これまでに事例はない。

有権者100人以上の連署が難しいのかもしれない。

○政治倫理審査会の設置では、委員は専門的知識を有する者及び有権者から議長が公正を期して委嘱するが、具体的にはどういう者を、どのような手続きで選出するのか。

これまでに調査請求を受けた事例はないが、会議の中では5人のうち専門的有識者2人、市民3人とし、要綱等を制定すべきであると検討した経緯はある。

全国市議会議長会も条例で定める附属機関については慎重な取り扱いが必要と考えているようであるので、議会事務局としても市長等を含めた条例を検討し、市長の附属機

関として委嘱するのが相応しいのではないかなど、慎重に検討したいと考えている。

○条例施行から7年目となるが課題等はあるか。また、条例を改正すべき事項はあるか。

- 1 議員のなり手不足が懸念されるという観点から、2親等以内の親族経営の契約自体の規定
- 2 市民の調査請求権の規定
- 3 政治倫理審査会の規定

以上は見直しを含めた協議、検討が必要であると考えている。

さらに、事業所におけるパワーハラスメントの防止対策が本年度から義務化された事に伴い、議員、執行部職員に対するパワハラ対策なども検討が必要と考えている。



(所感)

委員長 坊 野 公 治

高知県四万十市議会運営委員会行政視察研修

基本条例制定後、倫理条例の制定をされているところは井原市議会と同様である。

井原市議会の倫理条例と比べて、請負契約に関して、地方自治法第92条の2での規定より厳しくしている。議員のなり手不足解消の観点から緩和するという話もあるようだが、市民に疑念を抱かれないことが基本であり、疑われるような事例がある場合は明文化も必要であると考えます。

今後パワーハラスメントなどに関しての対策が必要となるが、議会だけではなく、執行部との協議により条例化していく必要があると考えます。

(所感)

副委員長 多 賀 信 祥

四万十市議会 行政視察所感

井原市議会議員政治倫理条例と比較し、四万十市議会議員政治倫理条例は、第4条において市が行う工事の請負契約等に関して、議員と企業との関係等についての決まりを明確にしていると感じた。

四万十市議会において今後の課題や条例の改正が必要ではないかと感じられる要因については、

- 1 2親等以内の親族経営の契約辞退に関する規定が議員のなり手不足を助長していないか。
- 2 市民の調査請求権が実行しにくい決まりになっているのではないか。
- 3 政治倫理審査会の規定において、市民を含めた審査会を議会が設置することが法的に問題ないのか。

であると説明を受けたが、井原市議会における今後の協議において参考になると感じた。

1については、内容をより詳細に、厳しく規定することは大事なことはあるが、慎重に検討することが必要であると感じた。

2については、審査会設置の条件を緩和し、設置しやすくすることも有効ではないかと感じた。

3については、市民に開かれた議会を目指す中で、審査会に市民を加えていたのだと考え、井原市議会議員政治倫理条例とは異なる視点を感じた。

議員の請負契約等との関りや、はたらきかけ行為を総合的に考えると、井原市・議員・事業者・市民とが関連する可能性があるため、内部統制、公益通報、政治倫理条例との関係性も考慮し改善案を検討したい。

(所感)

委員 山下 憲 雄

議会運営委員行政視察

日時：2022年8月22日

場所：四万十市役所6階

四万十市議会行政視察に関する所感

井原市議会議員は市民全体の代表として、その品位を損なうような行為や地位を利用して私的な利得を得ないことなどについて、四万十市議会の議員政治倫理条例から学びました。

政治倫理条例とは、そもそも何か。それは議員が本来持っている倫理観を規定し、倫理違反行為を抑止させるとともに、違反行為があった場合にはそのことを問責できる条例と理解できる。

四万十市議会の政治倫理基準に記述されている「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み・・・」とあるのは、議員の適格性を保証する条例でもある。

私たちはその職責に悖る行為をしないという身の証を立てることによって、市民との信頼関係を築いていけるものと理解します。国会議員や地方議員の不祥事が後を絶たないが、われわれの倫理観、職責を自分のためではなく市民のために行使することが何よりも求められていることを再認識できた。

以上

(所感)

委員 柳 井 一 徳

政治倫理条例についての行政視察報告

8月22日、四万十市議会において、政治倫理条例について条例制定への取り組みや見直し点、今後の課題など意見交換した。

四万十市議会の政治倫理条例で、今後の課題として『議員のなり手不足への懸念で、2親等以内親族経営の請負契約辞退の規定』や『市民の調査請求権の規定』、『政治倫理審査会の規定』はそれぞれ見直しが必要で、さらにパワーハラスメントの防止義務化に伴い議員、執行部職員に対するパワハラ対策なども検討が必要と考えておられた。

本市議会での議員政治倫理条例も似通った内容であるが、本市議会の条例第2条の政治倫理基準を掲げた9項目の見直し、特に第8号の地位を利用した圧力や、強制、嫌がらせ、また、第9号の性的な言動や誹謗中傷など人権を脅かす行動や言動については特に厳しい内容への見直しを早急に検討しなければならないと思う。また、四万十市議会が考えている議員なり手不足につながる親族経営の請負契約規定は、本市議会の規定にないので検討の余地があり、本市議会と同じ内容である市民の調査請求権や倫理条例審査会規定などの見直しも図るべきで、今後、改選時や定期的に新人議員と共に研修するなど全議員が品位と名誉、誇りを保つための条例としなければならないと感じた中身の多い研修視察であった。

(所感)

委員 佐藤 豊

議会運営委員会行政視察（四万十市議会）
議会議員政治倫理条例について

平成26年3月に「四万十市議会基本条例」が制定され、第17条に議員は、市民の負託にこたえるために高い倫理観が求められることを深く認識し、市民の代表として常に良心に従い、責任感を持って公正に職務を遂行しなければならないと謳い。その後、平成26年4月には、「四万十市議会基本条例実施要綱」を作成し、具体的な倫理基準を制定されていた。さらに基本条例17条に添い議員が市民との信頼関係が築けるように議員倫理条例に向け、特別員会を発足、18回の委員会の開催や先進地視察を経て、平成28年3月に「四万十市議会議員政治倫理条例」を制定したとのこと。内容としては、議員として普通に遵守しなければいけない内容にとは感じたが、議員活動の中で絶えず自分に問いかけてはならない内容にも感じた。さらに議員が行政から補助等を受けている団体の長へ議員が就任することを禁止する条項は他市の倫理条例ではあまり謳われていない厳密な条例と感じた。

(所感)

議長 大 滝 文 則

◎議会運営委員会視察におけるの考察概要

今回の議会運営委員会視察に、議長としてオブザーバー参加をさせていただきました。コロナウイルス感染症の影響で中々視察は困難な状況でありましたが、四万十市議会のご理解の中、議長、事務局長及び議会事務局職員の皆様に懇切丁寧な説明をして頂き有意義な時間となりました。

◎視察所見

1) 政治倫理条例に係る調査について

井原市市議会では、議会基本条例制定後10年を経過した、前期の後半において議員報酬の引き上げ及び定数削減の議論行い、改選後から実施することとなりました。

改選後、同時期に制定された政治倫理条例についても、下記の①及び②等について改正を視野に入れて議論をはじめたところです。しかしながら、参考になる先進地視察を計画することはコロナウイルス感染症の影響により今回の視察まで出来ない状態が続いていました。

①今日、地方議会議員が職員へのハラスメント行為についての事件案件の報道や、それを防止する条例案についての報道も同様にされています。

国においては職場におけるハラスメント防止対策が義務化されるなどが法制化されたところであり、井原市議会としても同様にハラスメント行為については、明確な指針を作成する必要があると考えるところでありました。

②また、議員が実質的に経営に携わっている企業等との請負契約については、議員であることよっての優遇や付度があるのではないかと、市民から疑念を持たれる可能性のある要件についても同様に精査の必要があると考えるところでありました。

一方で、今回の視察において指摘されたように、改正によって基準を厳しくすることによって、より議員のなり手不足が懸念されるという視点もあり、①・②いずれにおいても市民の皆様からの信頼を得るために慎重な議論が必要であるとともに、下記の件について可能であればアンケート調査等を行う事により改正への根拠が導かれるのではないかと考えます。

- ・職員への無記名アンケート調査（身体的な攻撃・精神的な攻撃・人間関係からの切り離し・過大な要求・過少な要求・個の侵害等）・（制定の是非）
- ・条例により請負契約辞退を制定された議会議員選挙（全国10程度）、及び制定されていない議会議員選挙（県内15市）における立候補者数の統計

(所感)

副議長 荒木 謙 二

四万十市議会議員政治倫理条例について

井原市議会では議員は、高い倫理観と深い見識によって、市議会自らが定めた明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信を持って市政を担いながら、市民の皆さんに説明責任を果たしていくことを骨子に平成23年、井原市議会議員政治倫理条例が制定され、見直しを令和2年に行った経緯がある。

この度の四万十市議会の視察では、平成28年に制定された四万十市議会議員政治倫理条例について主に事前質問に対する回答をもって説明をいただいた。

四万十市議会議員政治倫理条例は、基本条例に定めている議員の政治倫理の基本姿勢を独立した条例にして具体的に明文化されたもので、議員の責務、政治倫理基準、請負契約等の辞退、市民の調査権、政治倫理審査会の設置などとなっている。

条文の中で、請負契約等の辞退では、地方自治法を超えたものであり、私個人に該当するものであった。この条文が井原市議会で制定となれば、該当者は私のみとを感じるが、制定された場合、政治倫理審査会にかけられないように努めなければならないであろうと思う。今後は四万十市議会でも契約辞退の規定、市民の請求権の規定、政治倫理審査会の規定は協議、検討が必要と考えられている。また、パワハラ防止対策が義務化されたことに伴い、議員、執行部役員に対する対策も検討が必要と考えられている。

井原市議会で今後条文の見直しが検討されるのであれば、上位法令を超える条文にする意義も含めた検討が必要と考える。